

○国土交通省告示第五百五十六号

海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第二十二條の六において読み替えて準用する同令第七條の四第三号への規定に基づき、小型船舶のみをその用に供する旅客不定期航路事業を営む者がその従業者に対して実施する教育及び訓練に用いる映像記録装置の基準を定める告示を次のように定め、令和九年四月一日から適用する。

令和八年四月十四日

国土交通大臣 金子 恭之

小型船舶のみをその用に供する旅客不定期航路事業を営む者がその従業者に対して実施する教育及び訓練に用いる映像記録装置の基準を定める告示

海上運送法施行規則第二十二條の六において読み替えて準用する同令第七條の四第三号へに規定する小型船舶のみをその用に供する旅客不定期航路事業を営む者がその従業者に対して実施する教育及び訓練に用いる映像記録装置の基準は、次のとおりとする。

一 当該者が航行の用に供する船舶（日没から日出までの間において航行しているものを除く。以下この号及び第六号において「対象船舶」という。）の航行中において、次に掲げる事項（船舶自動識別装置その他の設備により航行中において常時対象船舶の位置並びに日付及び時刻を同時に記録することができる場合にあつては、ホに掲げる事項を除く。第五号において同じ。）を同時に記録

することができるものであること。

イ 対象船舶に備え付けられた第三号の前方用カメラにより撮影される対象船舶の進行方向の映像

ロ 対象船舶の操縦装置の付近に備え付けられた第四号の操縦者用カメラにより撮影される対象船舶の操縦者が行う対象船舶の操縦に係る映像

ハ 汽笛の音その他の周囲の音声

ニ 日付及び時刻

ホ 対象船舶の位置

二 記録した前号イからニまでに掲げる事項について、電子計算機を用いて同時にその映像面に表示し、又は再生することができるものであること。

三 次に掲げる基準に適合する前方用カメラを備えたものであること。

イ 水平面上に備え付けた場合において、左右にそれぞれ六十度以上、上下にそれぞれ二十五度以上の範囲を撮影することができるものであること。

ロ ○・一秒に一回以上の頻度で、一二八〇×七二〇ドット以上の解像度の映像を撮影することができるものであること。

四 ○・二秒に一回以上の頻度で映像を撮影することができる操縦者用カメラを備えたものであること。

五 第一号イからホまでに掲げる事項を一航海の時間又は五時間のいずれか短い方の時間以上連続して記録することができ記録媒体を備えたものであること。

六 作動後に記録媒体への記録が行われない場合において、その旨を灯火、音声その他の手段により対象船舶の操縦者に伝達する機能を備えたものであること。

七 堅ろうであり、かつ、振動、衝撃その他の外部の作用により容易にその機能を停止しないものであること。

八 風雨の影響を受ける場所、水を取り扱う場所又は結露する場所に備え付ける場合にあつては、防水性を有するものであること。